

2020.4.8

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No 9

4月7日、第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において安倍総理は 改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法という)第32 条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令しました。 これに先立ち、4月7日午前中には「基本的対処方針等諮問委員会」(尾身 茂会長)から総理に「東京などで医療が危機的状況にある」との報告があり、 その意見を踏まえて、発令に至りました。また、発令に併せて基本的対処方針 についても見直しが行われました。併せて紹介します。

また、7日には、経済財政諮問会議での議論を踏まえ、臨時閣議が開催され、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が決定されました。総額 108 兆円となる過去最大の緊急経済対策を講じることとなりました。関連する農林水産省関係予算も公表されていますので、併せて紹介します。

なお、昨日付けで、食品産業センターの村上理事長から、消費者庁長官と農林水産省食料産業局長宛に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食品表示規制の運用緩和について」と題する要請書を提出しましたので、併せて情報提供します。

なお、世界的な感染拡大と国内での感染拡大に伴い、想定外の課題も生じて くることが想定されますので、引続き、食品表示に限らず、国への要望が必要 な事項についての情報提供をお願いいたします。

- 1 「新型インフルエンザ等緊急宣言」について
  - (ア)「新型インフルエンザ等緊急宣言」とは

新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは、季節性インフルエンザに比べて重篤になる症例が国内で多く発生し、全国的な急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、政府対策本部長(内閣総理大臣)が、①期間、②区域を特定して宣言するものです。

- ① 期間は令和2年4月7日から5月6日までの1か月
- ② 区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県

となりました。

今後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置を講ずることになります。

(イ)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の見直しについて 4月7日に改正された上記基本的対処方針は、今後講じるべき対策を4 月7日時点で整理し、対策を実施するにあたっての統一指針です。

(以下の URL から入手できます。)

(http://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihon\_h(4.7).pdf)

基本的対処方針では、緊急宣言に至る経緯や感染症の発生状況や特徴、 感染症の対処に関する全般的な方針について触れた上で、7ページ以下に 感染症対策の実施に関する重要事項として、情報提供・共有以下 6 項目を 掲げています。

6項目のうち(3)として掲げられているまん延防止のところでは、今後、地域指定された都府県が行う施設利用の制限や国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についての業務継続の考え方を示しています。

飲食料品の製造・加工等については上記方針の別添として、国民の安定的な生活の確保ということで、事業の継続が求められる事業者に位置付けられています。また、食品は特措法第45条第2項に基づく施設利用の制限の対象外になっています。(同法施行令第11条)

今後、指定都府県が具体的なまん延防止策に取組むことになります。

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

4月7日に閣議決定された緊急経済対策は財政支出で39.5兆円、事業規模で108.2兆円と過去最大規模となり、5本の柱からなっています。

(資料は以下の URL から入手できます。)

(https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html)

対策の最大の柱となる II.雇用の維持と事業の継続では、やはり5つの柱が立てられ、①雇用調整助成金の更なる拡充などの「雇用の維持」、②日本政策金融公庫等による特別貸付等中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の「資金繰り対策」、③中小・小規模事業者等に対する新たな給付金などの「事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援」④生活に困っている世帯に対する新たな給付金などの「生活に困っている世帯や個人への支援」⑤納税の猶予制度の特例などの「税制措置」について示されました。

なお、農林水産省でも、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として 総額5,448億円に上る令和2年度補正予算について HP に公表していま す。(以下の URL から入手出来ます。)

(https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-1.pdf)

3 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食品表示規制の運用緩和について 今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、中国産輸入原料の原料原産 表示だけでなく、広範に食品表示上の問題が発生する懸念が高まっているこ ろから、昨日、理事長から消費者庁長官、農林水産省食料産業局長あてに別紙 要望書を提出致しました。

## 【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

橋本(<u>hashimoto@shokusan.or.jp</u> 03-3224-2368) 池田(<u>ikeda@shokusan.or.jp</u> 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: <u>jfia-kikaku@shokusan.or.jp</u>

FAXの場合: 03-3224-2398

2 J F I A第102号 令和2年4月7日

消費者庁長官 伊藤 明子 様

一般財団法人 食品産業センター 理事長 村土 秀徳

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食品表示規制の 運用緩和について(要請)

平素より、消費者への安全・安心な食品の提供という役割を担う食品製造業界に対し、食品表示制度の企画、的確な運用を通じ、格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、3月3日には中国産輸入原材料に係る食品表示の弾力的運用通知を発出して頂き誠にありがとうございます。

さて、昨年12月中国武漢市において感染が確認された新型コロナウイルス感染症は我が国を含め、世界的な感染拡大を続け、消費者の生活に加え、日本企業の経済活動にも大きな影響を与えています。

こうした状況のもと、食品業界においては、中国を始め、米国、欧州、インドなど様々な国から原料調達を行っていることから、調味料、飲料、菓子等の業界から、包材の切替えが原料の切替えに対応できず安定供給に課題が生じるとの声が寄せられています。また、原料の変更等により、原料原産地表示だけでなく、栄養成分表示にも影響するとの声もあります。

また、仮に、国内工場で感染が発生した場合には例えば製造所固有記号等についても弾力的な運用が必要になるとの声も上がっております。

本日中にも緊急事態宣言が発令され、国内物流を含め、過去に経験のない 事態に遭遇すると考えられ、上記以外にも、表示関連で緊急に規制緩和の要 望をお願いする懸念があります。

つきましては、原料原産地表示に限らず、東日本大震災時等に行われた食品表示規制の弾力的運用の考え方を準用し、今般の中国発の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う食品表示規制の運用緩和を改めてお願い致します。

以上